

相続税 大増税

相続税は、 もはやお金持ちだけにかかる 税金ではなくなった！

ついに

相続税が改正され、大増税となりました。基礎控除は4割減、最高税率は55%にもなります。これまでウチは基礎控除の範囲内だから相続税なんか関係ないと思っていた人でも、これからはかなりの人が対象者に取り込まれることになります。これからは生前対策(生前遺産分割)をしっかりしていかなければなりません。



相続が気になる皆さんの お悩みを解決する「SPクラブ」！

相続が気になるけど、どこに相談していいか分からぬという皆様、「SPクラブ」をお試しください。いろいろな特典をご用意しております！お問合わせ・ご入会は、電話もしくはHP(相続贈与)で。

入会金・
年会費等は
一切無料！

代表税理士
三輪 厚二

特
典

- ① 個別相談が初回無料！
- ② 税務情報や税務ニュースを無料配信！
- ③ 各種セミナーにご優待！
- ④ 不動産投資や融資のご相談が初回無料！
- ⑤ 広大地の簡易判定が無料！
- ⑥ 事業承継のご相談が初回無料！
- ⑦ セカンドオピニオンサービスが初回無料！
- ⑧ 生命保険を使ったプランを無料作成！
- ⑨ 電話・メールでのご相談が月2,000円！
- ⑩ 現状分析の報酬が5%OFF！
- ⑪ 相続税の申告報酬が5%OFF！
- ⑫ 更正の請求書作成報酬が5%OFF！

毎月先着10名様限定、個別無料相談にご招待！

今なら
代表税理士三輪の新刊、新相続税の攻略法を盛り込んだ
『相続税大増税！「生前遺産分割」で財産を守れ』

プレゼント！ 今すぐご予約ください！！

※SPクラブに入会された方で、ご来所、かつ初回の相談の方に限らせていただきます。



相続の報酬の考え方(SPシステム)

相続税の申告報酬は、相続財産の額によって決まるというのが一般的ですが、弊社ではこの方式は不合理であると考えております。相続財産が現金で1億円という人と5億円という人で報酬が違うのは不合理ですし、現金で5億円という人と不動産が多数あって5億円という人の申告報酬が同じというのも不合理です。さらには、この方式ですると事前に報酬がいくらになるか分かりませんので、申告される人はとても不安だと思います。

そんなことから、弊社では財産の額に関係なく、相続人の数と財産の種類と数をベースに計算する独自の「SPシステム」によって報酬をいただくこととしております。

このシステムであれば、事前に正確な報酬がお見積りもできまし、財産評価報酬の積み上げ方式ですから、安心・納得していただけるのではなかろうか。

申告報酬は21万円(税込)から

お見積りは数分でできます。今すぐお問合わせください。
「報酬見積」サイトでは、相続税額の試算と報酬のお見積りをしていただくことができます。



顧問料不要の
三輪厚二税理士事務所®

大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1階
TEL 06(6209)8393
9:00~17:30(土・日・祝・除)
近畿税理士会東支部 登録番号76169

総合案内 <http://www.zeirishi-miwa.co.jp>
相続贈与 <http://www.souzokuzouyou.com>
報酬見積 <http://www.zeirishi-houshu.com>